

理・美容師出張営業届

仙台市保健所長

あて

美容師の方は「理」に、美容師の方は「美」に、それぞれ○をつけてください(裏面「計画書」も同じです)

平成31年3月15日

下記のとおり出張営業を行いたいので、仙台市理・美容師法の施行に関する条例第5条第1項の規定により届け出ます。

記

理・美容師	住所	〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1		
	(ふりがな)氏名	(せんだい りび) 仙台 理美	免許証番号 登録番号	電話 022-211-1915 第111111号
営業先	(様式第1号 別紙)理・美容師出張営業計画書のとおり			
理・美容所以外の場所において理・美容の業を行う理由	(様式第1号 別紙)理・美容師出張営業計画書のとおり			
使用器具の消毒方法及び携帯薬品名	<input checked="" type="checkbox"/> 消毒用エタノール <input type="checkbox"/> 逆性石けん <input type="checkbox"/> 次亜塩素酸ナトリウム <input checked="" type="checkbox"/> ばんそうこう <input checked="" type="checkbox"/> 外傷消毒液 <input checked="" type="checkbox"/> 脱脂綿・ガーゼ <input type="checkbox"/> その他の消毒薬品、携帯薬品または消毒設備等 ()			

- 添付書類** (1)理・美容師免許証の写し、ただし、免許証を提示した場合は添付することを省略できます。
 (2)健康診断書(3ヶ月以内のもので、結核、皮膚疾患の有無に関する診断書)、ただし、既に出張営業届出済証の交付を受けた理・美容師が、交付を受けた日以降に、新たに出張営業届を届け出るとき(最後に届出を行った日から2年以内に限る)は、健康診断書の添付は不要となります。
- 特記事項** (1)営業期間は、年度ごと(3月31日まで)となりますので、年度を越えて営業する場合は、年度最終日の1週間前までに再度出張営業届出の手続きを行ってください。
 (2)出張営業先は、(様式第1号 別紙)理・美容師出張営業計画書に記載してください。

上記届出書を受理しましたので、理・美容師出張営業届出済証を交付してよろしいか伺います。
 併せて、出張営業先を管轄する保健所支所へ上記届出書及び別紙計画書に係る情報を提供してよろしいか伺います。

合 議

支所長	次 長	課 長	係 長	係 員	公印承認		収 受 印
保健所使用欄のため、記入しないでください							
収 受 年 月 日	年 月 日			入力年月日	年 月 日		
他区送付年月日	年 月 日 (青・宮・若・太・泉)						
健康診断書確認	<input type="checkbox"/> 添付有り <input type="checkbox"/> 添付無し(2年以内継続) <input type="checkbox"/> 原本返却						

理・美容師出張営業計画書

仙台市保健所長 あて

平成31年3月15日

2枚目以降は氏名及び番号を記入してください

理・美容師 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

氏名 仙台 理美

免許証番号又は登録番号 第111111号

(住所は1枚目のみ記載)

下記のとおり出張営業を行いたいので届け出ます。

記

番号	出張営業先 名称又は氏名	所在地	営業の期間	理由 (※)
1	青葉 一郎	仙台市 青葉 区 上杉一丁目5-1	2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで	A
2	宮城野社会福祉施設	仙台市 宮城野 区 五輪二丁目12-35	2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで	C
3	若林通所型社会福祉施設	仙台市 若林 区 保春院前丁3-1	2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで	A
		仙台市 区	年 月 日から 年 月 日まで	
		仙台市 区	年 月 日から 年 月 日まで	
		仙台市 区	年 月 日から 年 月 日まで	
		仙台市 区	年 月 日から 年 月 日まで	
		仙台市 区	年 月 日から 年 月 日まで	
		仙台市 区	年 月 日から 年 月 日まで	

理由がAで営業先が個人宅以外の場合、
施術対象者氏名の記入は不要です

下記に示したA~Dのいずれかを記入してください

出張営業先が記入しきれない場合は、
複写して記入してください

上記出張営業先については、理・美容師法施行令第4条のうち、各「理由」欄に記載した理由に該当する者の施術に限る。

※理由：理・美容所以外の場所において理・美容の業を行う理由

- A：疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者
- B：婚礼その他の儀式に参列する者（その儀式の直前に施術する場合に限る）
- C：養護老人ホームその他の社会福祉施設に入所している者
- D：警察署、拘置所等に留置され、又は収容されている者